

# ガン治療保険

さまざまなガン治療をしっかり保障

ガン治療保険は今回が最後の募集となります。  
この機会に是非お申込みください。

## 保障内容

**重要**

保険期間・保険料払込期間：10年

※基本給付金額20万円の場合は、基本給付金額10万円を2倍に

してください。ただし、ガン先進医療給付特約(12)は、基本給付金額にかかわらず、一律記載の金額となります。

このようにときにお支払いします		お支払額	基本給付金額 5万円の場合	基本給付金額 10万円の場合	基本給付金額 15万円の場合
ガン治療 主契約	ガンにより手術を受けたとき <small>何度でも保障 入院しなくても保障</small>	ガン手術給付金 基本給付金額×2	1回につき <b>10万円</b>	1回につき <b>20万円</b>	1回につき <b>30万円</b>
	ガンにより以下の手術を受けたとき*1 <small>食道、胃、小腸、結腸、直腸、 肛門の切除術および全摘出術</small> <small>何度でも保障 入院しなくても保障</small>	ガン特定手術 サポート給付金 基本給付金額×2	1回につき <b>10万円</b>	1回につき <b>20万円</b>	1回につき <b>30万円</b>
	ガンにより放射線治療を受けたとき <small>60日に1回を 限度として 何度でも保障 入院しなくても保障</small>	ガン放射線治療給付金 基本給付金額×2 60日に1回限度	1回につき <b>10万円</b>	1回につき <b>20万円</b>	1回につき <b>30万円</b>
	ガンにより化学療法(抗がん剤治療)を受けたとき <small>入院しなくても保障</small>	化学療法給付金 基本給付金額 月1回、通算60ヵ月限度	1回につき <b>5万円</b>	1回につき <b>10万円</b>	1回につき <b>15万円</b>
	ガンによる疼痛などの緩和のために 緩和ケアを受けたとき <small>入院しなくても保障</small>	緩和療養給付金 基本給付金額 月1回、通算60ヵ月限度	1回につき <b>5万円</b>	1回につき <b>10万円</b>	1回につき <b>15万円</b>
上皮内新生物 上皮内新生物 治療給付特約*2	上皮内ガンにより手術を受けたとき <small>何度でも保障 入院しなくても保障</small>	上皮内新生物手術給付金 特約基本給付金額×2	1回につき <b>10万円</b>	1回につき <b>20万円</b>	1回につき <b>30万円</b>
	上皮内ガンにより放射線治療を受けたとき <small>60日に1回を 限度として 何度でも保障 入院しなくても保障</small>	上皮内新生物 放射線治療給付金 特約基本給付金額×2 60日に1回限度	1回につき <b>10万円</b>	1回につき <b>20万円</b>	1回につき <b>30万円</b>

特約を付加することで、保障をさらに充実させることができます。(任意付加)

**プラス**

※ご注意ください 「終身医療保険 セルフガードⅡ」と同時にお申込みをされる場合、および、現在ご契約されている医療保険に「先進医療

給付特約(12)」などが付加されている場合は、重複して付加することはできません。

特約 ガン先進医療 ガン先進医療給付特約(12)	ガンにより先進医療*3による療養を受けたとき <small>入院しなくても保障</small>	ガン先進医療給付金 1回の療養につき1,000万円限度、 通算2,000万円限度	1回の療養につき <b>先進医療にかかる技術料と同額</b> *4
	ガン先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき <small>入院しなくても保障</small>	ガン先進医療一時金	1回の療養につき <b>15万円</b>

**アクサ  
メディカル  
アシスタンス  
サービス**  
ご利用いただけます。  
詳しくは11ページをご覧ください。

\*1 ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除きます。  
\*2 上皮内新生物治療給付特約は、あらかじめ主契約に付加されます。  
\*3 お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびそのお支払いはありません。  
\*4 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる  
※給付金などのお支払いは、責任開始期以後に診断確定された所定のガンまたは所定の上皮内新

取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この特約からの場合は、この特約からのお支払いはありません。生物を直接の原因とした場合に限り。

10年満了(90歳まで自動更新)

90歳以降は一生保障

終身医療保険  
セルフガードⅡ

ガン治療保険

重要事項説明書  
(契約概要・注意喚起情報等)

※給付金などのお支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「ガン治療保険」 月払保険料表(団体取扱) **重要**

基本給付金額 20 万円の保険料の計算方法

・基本プランの保険料は、基本給付金額10万円の保険料を2倍にした金額となります。(基本プランの保険料のうち、上皮内新生物治療給付特約の保険料は全年齢男女一律20円です。)

ご契約日(令和5年8月1日)現在の年齢による保険料が適用され、ご契約後10年間はその保険料は変わりません。退職後もご契約を継続することができます。保険料の払込期間は10年です。なお、契約年齢90歳となる契約当日の前日まで自動更新となり、90歳時に終身へ更新されます。(令和4年12月現在、単位:円)

契約年齢	基本給付金額 5万円		基本給付金額 10万円		基本給付金額 15万円		特約 ガン先進医療給付特約(12) 男女共通
	基本プラン						
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
5歳			1,040	1,050	1,560	1,575	64 (全年齢男女共通)
6歳			1,040	1,050	1,560	1,575	
7歳			1,040	1,060	1,560	1,590	
8歳			1,040	1,060	1,560	1,590	
9歳			1,040	1,060	1,560	1,590	
10歳			1,040	1,070	1,560	1,605	
11歳			1,040	1,080	1,560	1,620	
12歳			1,040	1,090	1,560	1,635	
13歳			1,040	1,090	1,560	1,635	
14歳			1,050	1,100	1,575	1,650	
15歳			1,050	1,110	1,575	1,665	
16歳			1,060	1,120	1,590	1,680	
17歳			1,060	1,120	1,590	1,680	
18歳			1,070	1,130	1,605	1,695	
19歳			1,070	1,140	1,605	1,710	
20歳			1,080	1,150	1,620	1,725	
21歳			1,080	1,170	1,620	1,755	
22歳			1,080	1,180	1,620	1,770	
23歳			1,090	1,200	1,635	1,800	
24歳			1,090	1,230	1,635	1,845	
25歳			1,100	1,260	1,650	1,890	
26歳			1,100	1,290	1,650	1,935	
27歳			1,110	1,340	1,665	2,010	
28歳			1,120	1,390	1,680	2,085	
29歳			1,140	1,460	1,710	2,190	
30歳			1,160	1,520	1,740	2,280	
31歳			1,190	1,600	1,785	2,400	
32歳			1,230	1,690	1,845	2,535	
33歳			1,260	1,790	1,890	2,685	
34歳			1,320	1,900	1,980	2,850	
35歳			1,380	2,010	2,070	3,015	
36歳		1,005	1,450	2,150	2,175	3,225	
37歳		1,140	1,510	2,280	2,265	3,420	
38歳		1,215	1,600	2,430	2,400	3,645	
39歳		1,295	1,680	2,590	2,520	3,885	
40歳		1,370	1,760	2,740	2,640	4,110	
41歳		1,445	1,850	2,890	2,775	4,335	
42歳		1,525	1,950	3,050	2,925	4,575	
43歳	1,015	1,600	2,030	3,200	3,045	4,800	
44歳	1,070	1,675	2,140	3,350	3,210	5,025	
45歳	1,120	1,750	2,240	3,500	3,360	5,250	
46歳	1,185	1,815	2,370	3,630	3,555	5,445	
47歳	1,245	1,885	2,490	3,770	3,735	5,655	
48歳	1,315	1,940	2,630	3,880	3,945	5,820	
49歳	1,400	2,000	2,800	4,000	4,200	6,000	
50歳	1,495	2,045	2,990	4,090	4,485	6,135	
51歳	1,600	2,095	3,200	4,190	4,800	6,285	
52歳	1,720	2,130	3,440	4,260	5,160	6,390	
53歳	1,855	2,165	3,710	4,330	5,565	6,495	
54歳	1,995	2,200	3,990	4,400	5,985	6,600	
55歳	2,145	2,230	4,290	4,460	6,435	6,690	
56歳	2,310	2,255	4,620	4,510	6,930	6,765	
57歳	2,480	2,280	4,960	4,560	7,440	6,840	
58歳	2,670	2,300	5,340	4,600	8,010	6,900	
59歳	2,855	2,320	5,710	4,640	8,565	6,960	
60歳	3,055	2,330	6,110	4,660	9,165	6,990	
61歳	3,255	2,340	6,510	4,680	9,765	7,020	
62歳	3,470	2,345	6,940	4,690	10,410	7,035	
63歳	3,680	2,345	7,360	4,690	11,040	7,035	
64歳	3,880	2,345	7,760	4,690	11,640	7,035	
65歳	4,060	2,345	8,120	4,690	12,180	7,035	
66歳	4,235	2,345	8,470	4,690	12,705	7,035	
67歳	4,390	2,350	8,780	4,700	13,170	7,050	
68歳	4,525	2,350	9,050	4,700	13,575	7,050	
69歳	4,635	2,350	9,270	4,700	13,905	7,050	
70歳	4,720	2,350	9,440	4,700	14,160	7,050	
71歳	4,775	2,350	9,550	4,700	14,325	7,050	
72歳	4,800	2,350	9,600	4,700	14,400	7,050	
73歳	4,800	2,350	9,600	4,700	14,400	7,050	
74歳	4,805	2,350	9,610	4,700	14,415	7,050	
75歳	4,805	2,350	9,610	4,700	14,415	7,050	

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。  
 ※基本プランの保険料には、主契約、上皮内新生物治療給付特約の保険料が含まれています。基本プランの保険料のうち、上皮内新生物治療給付特約の保険料は基本給付金額5万円では全年齢男女一律5円、基本給付金額10万円では全年齢男女一律10円、基本給付金額15万円では全年齢男女一律15円です。  
 ※更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。(例:30歳男性が上記基本プランの基本給付金額10万円(保険料1,160円)でご契約された場合、40歳で更新される際の更新後の保険料は1,760円となります。なお、この更新後の保険料は令和4年12月現在の保険料率で計算しております。)  
 ※ガン先進医療給付特約(12)の保険料は、基本給付金額にかかわらず、一律記載の保険料となります。  
 ※月額保険料が1,000円未満となるご契約はお取扱できません。

ご契約のお取扱い **重要**

ご契約日 ご責任開始期	ご契約日は令和5年8月1日です。 ●責任開始に関するご注意…このご契約には団体取扱特約条項で定める「第1回保険料を団体から払い込む場合の特約」が適用されますので、口座(給与)から第1回保険料を振替え(控除)した日よりご契約上の保障が開始されます。 (口座振替の場合の責任開始期:令和5年7月20日(木) 給与控除の場合の責任開始期:令和5年7月の給与日) ※保険料は原則としてご契約者指定の口座または毎月給与よりお払込みいただきます。 ※第1回保険料の口座振替が不能だった場合は、責任(保障)が開始されません。
申込み資格および 取扱範囲・ 契約限度	●お申込み資格 経済産業省および関係独立行政法人の職員および同居または生計を一にする家族(配偶者・子供・父母)で、ご契約日における満年齢が5歳から75歳までの方とします。家族だけが被保険者とするご契約もできます。 ●取扱範囲 主契約基本給付金額5万円・10万円・15万円・20万円よりお選びください。 ※上皮内新生物治療給付特約の特約基本給付金額は、主契約の基本給付金額と同額となります。 ※月額保険料が1,000円未満となるご契約はお取扱できません。 ※お子さまが医療機関などで受けた治療等について自治体ごとに医療費助成制度を実施しています。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。 契約限度…アクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約が制限される場合があります。
告知について	告知はこの4項目のみ! 告知事項①~④を必ずご確認ください。 (告知事項①~④について一つでも「はい」がある場合は、この保険はお申込みいただけません。)また、告知義務違反があった場合は給付金のお支払いができなくなり、契約が解除となる場合があります。 告知事項 ①今までに、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術を受けたことや入院をしたことがありますか ②現在、入院していますか。もしくは、最近3か月以内に、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)および上皮内新生物(上皮内ガン)で、医師の診察・検査(検査待ち期間を含みます)・治療・投薬を受けたことがありますか(疑いがあると医師に指摘されている場合も含みます) ③過去2年以内に、以下の病気で、医師の定期的な診察(注1)・検査(注2)をうけるように指導されたことや、医師の治療・投薬を受けたことがありますか [脳しゅよう(注2)・間質性肺炎・COPD(慢性閉塞性肺疾患)・肺線維症・じん肺・肺気腫・慢性肝炎(注3)・肝硬変・慢性アルコール性肝機能障害・NASH(非アルコール性脂肪肝炎)・肝線維症・肝炎ウィルスキャリア(B型またはC型)・非浸潤性乳管ガン(上皮内ガン)・かいよう性大腸炎・慢性腎炎・慢性腎不全・GIST(消化管間質しゅよう)(注2)・腺のう胞性しゅよう(注2)・膀胱しゅよう(注2)・子宮頸部異形成(高度異型性CIN3)・子宮内膜異型増殖・卵巣境界悪性しゅよう・白板症・日光角化症(老人性角化腫)・色素性乾皮症・ボーエン病] (注1)「診察・検査」には、治療終了後の経過観察のための診察待ち期間、検査待ち期間を含みます。 (注2)悪性が否定されているもの。 (注3)慢性肝炎には、肝炎が6か月以上継続しているものも含みます。 ④過去2年以内に、健康診断(婦人科検診・特殊健康診断を含みます)・ガン検診・人間ドック・脳ドックをうけて、以下の検査で異常(要再検査・要精密検査・要治療を含みます)を指摘されたことがありますか。(再検査・精密検査の結果、ガン・悪性新生物・上皮内新生物(上皮内ガン)・異形成やその疑いが否定され治療終了となった場合は「いいえ」と告知してください。) [胸部レントゲン検査、胃部レントゲン検査(または内視鏡検査)、乳房レントゲン検査(マンモグラフィ検査)・腹部超音波検査、乳房超音波検査・CT検査・MRI検査・PET検査・便潜血検査(または大腸内視鏡検査)、肝炎ウィルス検査(HB s抗原・HCV抗体)、腫瘍マーカー(CEA・AFP・CA19-9・PSA等)]
保険期間および 保険料払込期間	10年 ※保険期間満了の日の2か月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、健康状態にかかわらず、ご契約は自動的に更新されます。更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。 ※更新後のご契約の保険期間満了の日の翌日における年齢が90歳を超えるときは、90歳となるまで保険期間を短縮してご契約を更新します。 ※90歳時には、保険期間・保険料払込期間を終身としてご契約は自動的に更新されます。 ※給付金などのお支払限度は更新前後を通算します。
保険料の 払込方法	経済産業省・各経済産業局・特許庁にお勤めの方:保険料は団体取扱月払です。団体の収納代行会社の請求に基づき、毎月20日にご契約者指定の口座から振替えます(20日が土・日・祝日の場合は翌営業日)。第1回保険料の口座振替日は令和5年7月20日(木)です。口座振替用紙の提出が必ず必要となります。口座振替用紙を提出いただけない場合、ご加入いただけない場合があります。 ※出向中の職員の方については、保険料の振替えに関する明細書は発行しませんので、あらかじめご了承ください。 独立行政法人にお勤めの方:保険料は団体取扱月払です。毎月の給与から控除します。(第1回保険料は令和5年7月の給与から控除します。)
給付金などの 受取人	被保険者
払いもどし金 について	解約された場合、払いもどし金はありません。
代理請求特約に ついて	ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、給付金などの受取人に代わり、以下のいずれかに該当している方が、給付金などを請求することができます。 ①死亡保険金の受取人 ②被保険者の戸籍上の配偶者(①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合) ③被保険者の3親等以内の親族(①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合) ※被保険者と同居、または、生計を一にしている方に限ります。
税務のお取扱い (令和4年12月現在)	保険料は生命保険料控除の対象となります。(所得税法76、地方税法34・314の2) すべての給付金は非課税です。(所得税基本通達9-21)
退職後のお取扱い	団体取扱でご継続することができます。この場合、保険料は毎月ご指定の口座より振替えます。現在給与控除の方は口座振替依頼書のご提出が必要となります。

「ご契約のしおり・約款」は、アクサ生命のホームページから以下のご利用方法でいつでもご覧いただけます。  
 ①アクサ生命のホームページ(www.axa.co.jp/)へアクセスし、「デジタル約款」を選択。  
 ②「お勤め先または団体を通じてご検討中のお客さま」を選択。ご検討中の商品名を検索またはすでにご契約中のお客さまは証券番号を入力して、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。  
 ※「デジタル約款」は契約日が2014年1月1日以降のご契約が対象です。  
 ※「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは、お問合せ先までご連絡ください。